

求職者支援訓練コース案内

【2月開講】 【実践コース】

【介護福祉士実務者養成科】



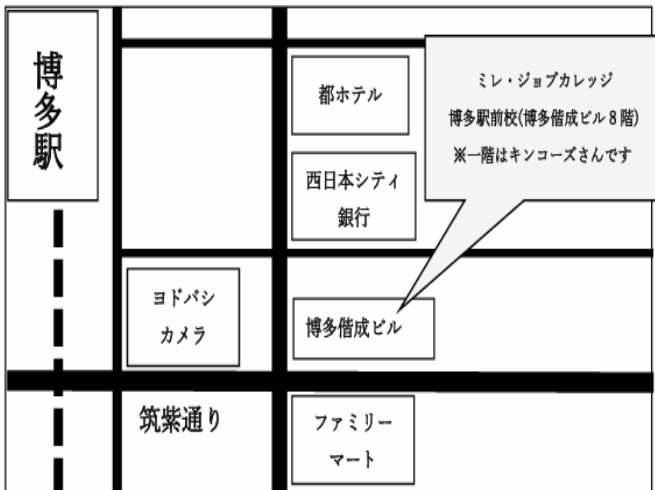
訓練コース番号 5-06-40-002-05-0308 訓練実施機関名 株式会社ミレ・クリエーション

訓練期間	令和7年2月21日(金) ~ 令和7年8月20日(水)	土日祝日の訓練の有無	無
訓練時間	9時00分 ~ 15時30分		
訓練対象者の条件	特になし		
定員	30名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。	
求職者支援訓練申込方法	①住所を管轄するハローワークにて就職相談を受けてください。 ②訓練受講が適切と認められた場合に受講申込書の交付を受け、必要事項を記入の上、募集期間内にハローワークで受講申込手続きを行ってください。 ③ハローワークで受付された受講申込書を「受講申込書提出場所」へ持参または郵送により、提出ください。		

募集期間	令和6年12月20日(金) ~ 令和7年1月21日(火) (注)		
	(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、1月20日(月)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。 ※募集期間終了間際になると、ハローワークの受付窓口が大変混雑しますので、お早めの受講申込手続きをお勧めします。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	「随時可能(9:30~16:00)です。事前にお問い合わせください。」
受講申込書提出場所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多借成ビル8F (注)12月28日~1月5日はお休みしております。この期間の受講申込は、郵送のみの受付となります。		
選考試験実施日	令和7年1月29日(水)	選考結果発送日	令和7年2月4日(火)
選考試験実施場所	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5-28 博多借成ビル8F		
選考方法	作文による志望動機及び面接	持参する物	筆記用具

訓練実施施設名	ミレ・ジョブカレッジ博多駅前校		
訓練実施施設の所在地	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号 博多借成ビル8F		
電話番号(お問い合わせ先)	092-292-7218	お問い合わせ担当者	梅染、池田
駐車場の有無、台数及び料金	無	最寄駅等	JR博多駅 福岡市地下鉄博多駅
駐輪場の有無、台数及び料金	無		

訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)



ミレ・ジョブカレッジで実践的な介護技術に加え、介護コミュニケーションを身に付けてあなたに合った福祉業界のお仕事を見つけましょう！
まずは、お気軽にお電話ください。随時、ご見学を受け付けております。

【留意点】
※介護福祉士実務者研修修了証明書は介護福祉士の国家試験の合格を保証するものではありません。介護福祉士国家試験の受験資格要件の1つです。

※企業実習時の訓練時間は、通常訓練時間と異なります。実習施設の都合により、若干変更の可能性がございます。
※本講座は、企業実習と職場見学を行うため、受講生にとってはとても充実した研修になります。職場見学はリモートで実施します。



訓練カリキュラム

訓練実施機関名: 株式会社ミレ・クリエーション

訓練目標 (仕上がり像)	介護事業所において利用者の状況に応じた生活支援や介護ができる								
訓練修了後に取得 できる資格	名称()	介護福祉士実務者研修修了証	認定機関()	株式会社ミレ・クリエーション	任意受験				
	名称()		認定機関()		任意受験				
訓練概要	利用者の状態に応じた介護技術、自立支援、医療的ケアに関する知識及び技術を習得し、介護福祉士実務者研修修了を目指します。【職場見学等推進】								
学 科 訓 練 内 容	科目	科目の内容			訓練時間				
	入校式等	入校式・オリエンテーション(2H)・修了式(2H)							
	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立			6時間				
	社会の理解Ⅰ	介護保険制度			6時間				
	社会の理解Ⅱ	社会と生活のしくみ、地域共生社会の実現に向けた制度や施策、社会保障制度、障害者総合支援法、介護実践に関連する諸制度			30時間				
	介護の基本Ⅰ	介護福祉士の役割と機能、尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開、介護福祉士の倫理			10時間				
	介護の基本Ⅱ	介護を必要とする人の生活の理解と支援、介護実践における連携、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護従事者の健康管理と労働法規・感染症予防・安全対策(安全衛生2H)			20時間				
	コミュニケーション技術	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション			24時間				
	介護過程Ⅰ	介護過程の基礎的知識、介護過程の展開、介護過程とチームアプローチ			20時間				
	介護過程Ⅱ	利用者の状態(障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況)における事例、事例における介護過程の展開、観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携考察			28時間				
	発達と老化の理解Ⅰ	老化に伴う心の変化と日常生活への影響、老化に伴うからだの変化と日常生活への影響			10時間				
	発達と老化の理解Ⅱ	人間の成長・発達、老年期の発達・成熟と心理、高齢者に多い症状・疾病と留意点			20時間				
	認知症の理解Ⅰ	認知症ケアの理念、認知症による生活障害、心理・行動の特徴、認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本			10時間				
	認知症の理解Ⅱ	医学的側面から見た認知症の理解、認知症の人への支援の実際			20時間				
	障害の理解Ⅰ	障害者福祉の理念、障害による生活障害、心理・行動の特徴、障害のある人や家族へのかかわり・支援の基本			10時間				
	障害の理解Ⅱ	医学的側面から見た障害の理解、障害の特性に応じた支援の実際			20時間				
	こころとからだのしくみⅠ	介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等)			24時間				
	こころとからだのしくみⅡ	人間の心理、人体の構造と機能、身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、休息・睡眠、人生の最終段階のケア)			48時間				
	医療的ケア	医療的ケア実施の基礎、喀痰吸引(基礎的知識・実施手順)、経管栄養(基礎的知識・実施手順)			24時間				
	人権学習	高齢者、障がい者等に関わる人権学習			2時間				
実習事前講習	実習前オリエンテーション(実習での注意事項)			6時間					
就職支援	履歴書・職務経歴書の書き方、ジョブ・カードの作成方法、面接の受け方			18時間					
実 技	生活支援技術Ⅰ(実技)	生活支援とICF、ボディメカニクスの活用、生活支援技術の基本(移動・移乗、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助)、環境整備、福祉用具活用等の視点			24時間				
	生活支援技術Ⅱ(実技)	利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術(環境整備、移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具等の活用)			30時間				
	介護過程Ⅲ(実技)	介護過程の展開の実際(多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。)、介護技術の評価(介護技術の原理原則の習得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。)			48時間				
	こころとからだのしくみⅡ(実技)	人間の心理、人体の構造と機能、身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、休息・睡眠、人生の最終段階のケア)			12時間				
	医療的ケア(実技)	医療的ケア実施の基礎演習、喀痰吸引演習、経管栄養演習、救急蘇生法の実技演習、シミュレーターによる演習(12H)			48時間				
企業実習	実施しない	✓	実施する	91時間					
職場見学、職場体験、職業人講話	【職場見学】	障害者(児)施設の見学	・場所:就労B型事業所ワークション、放課後デイほわいとういんぐ飯塚館	4時間					
訓練時間総合計	613時間	学科	356時間	実技	162時間	企業実習	91時間	職場見学等	4時間
受講者の負担する費用	教科書代	14,080円			合計	14,080円			
	その他()	0円							
	備考(※実習事前健康診断費用、企業実習交通費、補講費用代(2,500円/1h)が別途発生)								
受講生の負担する費用の注意点	※実習事前健康診断費用:実費3,000円~5,000円程度								
備考	※ 金額は、すべて税込みです。								

(注1) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出ください。

(注2) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。

